

羽田増便による新都心飛行ルートの中止・撤回に関する請願

2020年3月25日

品川区議会議長
渡辺 裕一 様

紹介議員

請願代表者

東京都品川区東品川3-16-3-504

秋田 操
090-8022-5028

請願の要旨

3月29日より実施される羽田増便による都心への新しい飛行ルートは、住民の生活環境を破壊し時には死傷事故の発生も懸念されるため、品川区が国土交通省と交渉し中止・撤回させることを要請する。

理由

国土交通省は、2020年に訪日外国人客を4,000万人にすることを決定した。これにより羽田空港でも増便のため南風時に都心に2本の着陸ルートを設定し、午後3時から7時までの間に1時間当たり44便の国際便を着陸させることを決めた。その結果、旅客機が品川区の低空を飛び、大井町では高度300^mで飛ぶこととなる。2月2日から7日間、実機飛行確認が実施されたが、そのさい騒音が80デシベルを越えるところもあり、住民は旅客機が低空で飛ぶ経験したこともない異様な光景を見て生活環境が壊される実態を体験した。

また国土交通省は、旅客機からの落下物が2018年度に489件あったとしている。もし都心に飛行ルートが設定されれば、確実に都心や品川区の密集地域に部品が落下することになる。都心に飛行ルートを設定することはいかに増便が必要としても人身事故、物損事故の発生は確実であり、国がこれを承知で実施することはとうてい人道上も許されることではない。

その環境破壊の被害を区民、住民が受けることについて、区が住民の生活の安心・安全確保のため国土交通省と交渉し、新飛行ルートの撤回を実現するよう要請する。